

上場手数料等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p><u>(3)の2 上場会社の公募及び第三者割当等の際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は6,000万円とする。</u></p> <p>(4)~(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年12月24日から施行し、平成21年4月1日以後に行われた公募及び第三者割当等の際して発行した新株式に係る上場手数料から適用する。</p>	<p>(上場手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 株券の上場手数料については、前2項に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4)~(8) (略)</p>